

内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく
安定供給確保支援法人に関する命令案に関する意見募集の結果について

令和7年12月26日

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要物資担当）

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令案について、令和7年12月4日（木）から同年12月14日（日）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	人工呼吸器を特定重要物資と位置付け、その安定供給を支える安定供給確保支援法人を指定する枠組み自体には賛成します。一方で、実際にどの企業・どのプロジェクトがどの程度支援を受けたのかが見えにくいと、恣意的な運用や特定企業への偏りが生じる懸念があります。 そのため、省令および業務規程において、支援対象とした事業の選定基準 採択結果（事業の概要・支援額のレンジ等） 効果検証の指標（供給能力の増加やリードタイム短縮等）	賛同いただきありがとうございます。 本命令は、安定供給確保支援法人の指定に関するものです。 支援対象とする事業については、本命令で定めるものではなく、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）に基づき定める「安定供給確保取組方針」（以下「取組方針」という。）において、安定供給確保の目標を定め、取組方針に照らし適切

	<p>を、プライバシーや企業秘密に配慮しつつも、定期的に公表することを求める旨を明記していただきたいです。</p>	<p>なものである等、法で定める要件を満たす場合に、供給確保計画が認定され、当該計画を提出した事業者が認定供給確保事業者になります。</p> <p>また、計画認定の実績については、厚生労働省ウェブサイトで公表することとしています。</p>
2	<p>本命令案は、国民生活や医療に不可欠な物資の安定供給を確保するため、支援法人を指定し、その業務を定める重要な仕組みであり、基本的に賛同いたします。国際関係の悪化や世界的な物資不足に備え、国内供給力を高めることは安全保障上不可欠です。ただし、支援法人に強い権限が集中するため、公平性と透明性を確保する仕組みが必要です。以下、改善点を提案いたします。</p> <p>1. 国内供給強化の必要性</p> <p>国内で生産可能な物資は、できる限り国内で生産し、自給率を高めるべきです。</p> <p>国内需要を満たした上で余剰が生じた場合は、海外に供給することで国際的な信頼を高めることも可能です。</p> <p>原材料や部品の海外依存を減らし、代替品開発や国内生産体制を支援することが重要です。</p> <p>2. 支援法人の公平性確保</p> <p>支援法人は助成金交付や監査など強い権限を持つため、大企業偏重を避ける仕組みが必要です。</p>	<p>賛同いただきありがとうございます。</p> <p>1. 本命令は安定供給確保支援法人の指定に関するものであり、取組の内容については別途取組方針において定めるものです。</p> <p>2. 法において安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務を適切かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有しており、適切な実施体制をとることができること等を要件としております。また、支</p>

<p>中小企業や地域事業者も公平に支援を受けられるよう、選定基準に「中小企業支援の実績」を明記すべきです。 天下り防止のため、役員人事の透明性を確保し、定期的な入れ替えを義務化すべきです。</p> <p>3. 選定基準と透明性 支援法人の選定基準を公開し、市民や事業者が納得できる形にすべきです。 財務状況や資金配分の結果を公開し、資金の流れが偏らないようにすべきです。 偏見のない第三者委員会を設け、選定や監督に関与させることで透明性を高めるべきです。</p> <p>4. 緊急時の優先順位の明確化 需給ひっ迫時には「医療・高齢者・子どもなど弱者優先」の原則を明記すべきです。 大企業は基幹供給を担い、中小企業は代替品や特殊部品を担うなど、役割に応じた優先順位を設定すべきです。 企業の収益構造や技術の独自性を考慮し、倒産や技術喪失を防ぐ仕組みを導入すべきです。</p>	<p>援対象については本命令で定めるものではなく、法で定める要件を満たす場合に供給確保計画が認定され、支援措置を講ずることとなります。「役員人事の透明性を確保し、定期的な入れ替えを義務化する」ことについては、必ずしも法で定める選定基準との関係が明らかではありませんが、ご意見として承りました。</p> <p>3. 安定供給支援法人の選定基準は、法に定められております。 選定された安定供給確保支援法人は、法に基づき、毎事業年度終了後三月以内に安定供給確保支援業務に関し事業報告書及び収支決算書（以下「事業報告書等」）を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならないこととされています。このことにより、透明性を確保しております。</p> <p>4. 本命令は供給確保支援法人の指定に関するものであり、取組の内容については別途取組方針において定めるものです。なお、本取組は需給がひっ迫した際に緊急的に国内供給を行うことを目的としており、具体的な配置について指定するものではありません。 本取組では、人工呼吸器の完成品の国内安定供給確保を目的としており、部品等の供給元を指定するものではありません。</p>
--	---

<p>5. 情報公開と市民説明責任 支援法人の事業報告や助成金の配分状況を市民に公開し、安心感と信頼を高めるべきです。 需給ひっ迫時の対応について、市民に分かりやすく説明する仕組みを設けるべきです。 「どの物資が特定重要物資に指定されているか」を定期的に公開し、国民が安心できるようにすべきです。</p> <p>6. 人員の健全な運営 支援法人の役員や職員は定期的に入れ替えを行い、長期的な癒着や既得権益化を防ぐべきです。 外部有識者や市民代表を含めた監視体制を導入し、空気がよどまない健全な組織運営を確保すべきです。</p>	<p>企業の経営については一義的には各企業の営業努力によって維持されるものと承知しています。</p> <p>5. 安定供給確保支援法人は、法に基づき、毎事業年度終了後三月以内に安定供給確保支援業務に関し事業報告書等を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならないこととされています。 需給ひっ迫時の対応については、取組方針に従って人工呼吸器の増産等の対応を行うこととなります。 特定重要物資に指定されている物資は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）で定められているほか、内閣府ウェブサイトにおいても、各物資に関する資料を掲載しております。 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html</p> <p>6. 安定供給確保支援法人は、法に基づき、毎事業年度終了後三月以内に安定供給確保支援業務に関し事業報告書等を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならないこととされており、基金管理体制についてもこの中で報告がされます。</p>
--	---

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。